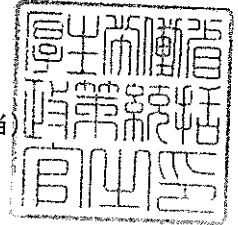


1.11.20

政統発1119第3号
令和元年11月19日

日本税理士会連合会 会長 様

厚生労働省政策統括官
(統計・情報政策、政策評価担当)



毎月勤労統計調査（第二種事業所）への調査協力依頼について

「毎月勤労統計調査」（統計法に基づく基幹統計調査）につきましては、日頃よりご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、今般発生した台風第15号及び第19号により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

毎月勤労統計調査は、労働者の雇用、賃金及び労働時間の変動を明らかにすることを目的に、厚生労働省が各都道府県統計主管課を通じて、民営のみならず官公営の事業所も対象として実施しています。対象事業所は、事業所の規模に応じ、常用労働者を30人以上雇用する事業所を第一種事業所、5～29人を雇用する事業所を第二種事業所としてそれぞれ調査を実施しています。

今般実施する第二種事業所の調査は、まず、指定調査区（別添「毎月勤労統計調査第二種事業所調査指定調査市区町村名一覧」に記載の市区町村内の一部地域）に所在する貴会会員の所属する事業所を含めたすべての事業所を、統計調査員が令和2年1月から2月にかけて訪問し、事業所名、所在地、常用労働者数、主な生産品の名称又は事業の内容などの事業所の属性を主に調査いたします。

次に、この調査で明らかになった常用労働者を5～29人雇用する事業所の中から、無作為に調査対象事業所を指定します。指定された事業所には、令和2年7月分から原則として18か月間連続で統計調査員が毎月訪問し、雇用、賃金及び労働時間について調査いたします。指定された場合、令和2年7月に統計調査員が調査依頼の訪問を、8月初旬に初回の聴き取り調査を行います。

つきましては、毎月勤労統計調査の趣旨をご理解の上、貴会会員の所属する事業所への周知・協力について格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

参考までに、毎月勤労統計調査要綱、第二種事業所調査票、パンフレット（「毎月勤労統計調査のお願い」、「毎月勤労統計調査の準備のための調査のお願い」、「まいきん」）を添付いたしますので、貴会会員の所属する事業所への周知等にご活用ください。

今後とも、毎月勤労統計調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

【担当】

厚生労働省 政策統括官付参事官付
雇用・賃金福祉統計室 毎勤第一係 高崎
TEL：03-5253-1111（内線7607）
FAX：03-3502-5396
E-mail：takasaki-yuuto@mhlw.go.jp